

特許法102条と不法行為法上の損害及び因果関係



ユアサハラ法律特許事務所
弁護士・博士（理学） 末吉 剛

特許法102条1項及び2項は、損害額を推定するものの、損害の発生自体は推定しない。この損害とは、金銭として表示される財産状態（差額説での損害）ではなく、事実としての損害（損害事実説での損害）であり、具体的には、特許権者の事業の機会の喪失（同法102条1項の場合、販売の機会の喪失）を指すものと解される。もっとも、事業の機会の喪失という損害を確定するためには、事業の内容だけでなく、機会の減少の程度という数量的な評価（つまり、事実的因果関係）も必要である。したがって、同法102条1項及び2項では、損害と事実的因果関係とは不可分である。

同法102条1項及び2項により、損害及び事実的因果関係のうち事実的因果関係について推定が働くため、特許権者は、どのような事業を行っているのかという点にのみ立証責任を負う。しかし、侵害者による事実的因果関係の覆滅を防止するためには、当該事業として、侵害行為と何らかの事実的因果関係のあるものを事実上選ばざるを得ない。それに対し、法102条3項では、特許権が独占排他権であるという性質により、実施許諾によって対価を得る機会の喪失も、加害行為と上記損害との事実的因果関係も、必ず認められる。

第1 はじめに

民法709条に基づいて原告が損害賠償を請求する場合、伝統的通説では、その要件は、(i)被告の故意又は過失、(ii)原告の権利又は法律上保護される利益の侵害、(iii)原告に損害が発生したと、(iv)(i)の故意又は過失行為と(iii)の損害との間の因果関係及び(iv)具体的な損害額とされる¹。

特許法102条各項は、民法709条の特則である（以下、特に断らない限り、特許法を「法」と略記する。）。法102条1項は、損害額の「算定ルール」又は推定規定²であるが、(iii)損害の発生及び(iv)因果関係（同条1項を因果関係のある損害額と解する場合には、(iii)損害の発生）を推定するものではなく、別途、(iii)損害の発生の立証を要すると解されている³。同条2項も、損害額（あ

1 伝統的通説による場合の要件事実について、例えば、窪田充見『不法行為法』455－459頁（有斐閣、初版、2007年）及び潮見佳男『債権各論II 不法行為法』10－11頁（新世社、第2版、2009年）（何れの著者も、伝統的通説を支持しているわけではない。）。

2 算定か推定かという点に関しては、市川正巳「損害1（特許法102条1項）」飯村敏明＝設樂隆一編『知的財産関係訴訟』198－215頁（青林書院、初版、2008年）（199－200頁）及び沖野眞已「損害賠償額の算定－特許権侵害の場合－」法学教室219号58頁（1998年）

るいは因果関係のある損害額)の推定規定であって、(iii)損害の発生を推定するものではないと解されている⁴。

しかし、伝統的通説での損害とは、不法行為が無ければ被害者が置かれているであろう財産状態と、不法行為があったために被害者が置かれている財産状態との差額であり((財産状態)差額説)⁵、金額として表されるはずである⁶。損害額という金額の推定規定とは別に、損害の立証を求めるのであれば、差額説との整合性、さらにはその「損害」の意味が問題となる。法102条2項での「損害」の発生に関しては、従前は、原告による少なくとも競合品の実施が必要とされていたが⁷、知財高裁平成25年2月1日判時21719号36頁(ごみ貯蔵器事件大合議判決)は、「侵害者による特許権侵害行為がなかったならば利益が得られたであろうという事情が存在する場合には、特許法102条2項の適用が認められると解すべき」と判示した⁸。

本稿では、損害事実説の観点から、損害及び因果関係のうち法102条によって推定される範囲、原告が依然として立証責任を負う範囲について検討する。法102条1項及び2項については、原告は、どのような実施の機会を喪失したのかを立証すれば足り、加害行為との数量的な事実的因果関係の立証責任を負わない(法102条1項及び2項によって推定される)と考える。しかし、被告の抗弁を考慮すると、原告は、自らにとって不利に使用され得る事実の立証は避けるべきであるため、事実的因果関係が覆滅されないような実施の機会(例えば、侵害品と競合する製品の販売)を事実上主張せざるを得ない。

第2 差額説と損害事実説

伝統的通説での損害は、金銭で表示される額である。そして、損害賠償の範囲は、相当因果関係理論によって定まる。相当因果関係理論は、契約責任に関する民法416条に示されているという前提の下、不法行為にも類推適用される。実務上は、原告(被害者)が個別の損害項目(例えば、逸失利益、休業損害、慰謝料、通院費)について主張立証を行い、相当因果関係があり差額と認められたものが計上される(個別損害項目積み上げ方式)。

しかし、上記の枠組みは、批判に晒されてきた。その理由として、(i)債務不履行の場合の民法416条を不法行為に類推適用できるのか、(ii)相当因果関係は、完全賠償原理を採用したドイツ法において、賠償範囲があまりに拡がりすぎるため、因果関係概念を法的観点から限定することを

3 中山信弘=小泉直樹編『新・注解 特許法(下巻)』1564-1565頁〔飯田圭〕(青林書院、初版、2011年)

4 中山信弘=小泉直樹編『新・注解 特許法(下巻)』1620-1622頁〔飯田圭〕(青林書院、初版、2011年)、高松宏之「損害(2)-特許法102条2項・3項」牧野利秋=飯村敏明編『新・裁判実務体系4 知的財産関係訴訟法』307-322頁(青林書院、初版、2002年)(308頁)

5 最判昭和39年1月28日民集18巻1号136頁;差額説の説明に関し、幾代通=徳本伸一『不法行為法』276頁(有斐閣、初版、1993年)

6 最判昭和42年11月10日民集21巻9巻2352頁は、後遺障害により労働能力が減少しても、収入が減らない場合には、損害は生じていないとする。

7 従前の裁判例及び学説について、牧野利秋=磯田直也「損害賠償(3)」牧野利秋=飯村敏明=高部眞規子=小松陽一郎=伊原友己『知的財産訴訟実務体系II』37-53頁(青林書院、初版、2014年)

8 当該事案の事実関係の影響及び当該判決の射程に関し、牧野利秋=磯田直也・前掲注7及び田村善之「侵害による利益を損害額と推定する特許法102条2項の適用の要件と推定の覆滅の可否」知財管理63巻7号1107頁(2013年)

目的として導入されたものであるが、民法416条は、むしろ制限賠償原理による、(iii)我が国の不法行為法が完全賠償原理を明確に採用したというわけではない、という点が挙げられる⁹。

その結果、相当因果関係に代えて、(i)不法行為と被害者の被った不利益を構成する事実（損害事実）との事実的因果関係、(ii)損害の中で賠償されるべき範囲（保護範囲）、(iii)賠償されるべき損害の金銭的評価という判断スキームが提唱されるに至った¹⁰。

この判断スキームでは、損害は事実であって、金銭として表示されるものではない。もっとも、損害をどの程度まで抽象化するのかについては、様々な選択肢がある。損害を死亡、負傷、物損という包括的レベルでとらえる場合には、損害は、権利侵害とほぼ同義である。その一方、より個別的なレベル（例えば、労働能力を喪失した事実、治療を要したという事実）を採用することもできる。さらに、賠償範囲についても、保護範囲説（義務射程説）、危険性関連説など見解の対立がある。

第3 特許権侵害に特有の事情

1 損害

法102条1項及び2項が、損害額の推定とは別に、損害の発生立証を要求しているのだとすると、その「損害」は、金銭評価とは異なる概念である。差額説の立場からは、損害額の推定は、加害行為と相当因果関係のある損害額の推定、つまり差額を推定していることになり、別途、差額としての損害の立証を求める必要に欠ける。「損害の発生」の立証とは特定の損害項目が損害額として計上されるべきであることの立証であると解しても、損害を損害項目に先送りしただけのように思われる。

したがって、この「損害」とは、損害事実説における損害（つまり、特許権者の被った不利益を構成する事実）と解される¹¹。

2 特許権者の被った不利益

(1) 特許権者の被った不利益の内容

特許権は、第一義的には、特許発明を業として実施する行為の独占排他権である（法68条）。そのため、特許権者は、第三者に対し特許発明の実施権限を販売する機会（つまり、対価と引き換えに実施を許諾する機会）を専有する。第三者が正当な権限なしに特許発明を実施する場合、特許権者は、実施許諾によって対価を得る機会を喪失している。

それに加え、特許権の独占排他的効力に付随して、特許権者は、自らの事業により収益を得る機会を増やすことができる。つまり、特許権により日本国内での第三者による特許発明の実施を排除することにより、反射的に自らの事業活動を拡張することができる。例えば、自らの販売の機会を増やすこともでき、価格を引き上げることもできる。その事業活動は、事実的因果関係が認められる限り、特許発明の実施でなくてもよく（例えば、日本国内での競合品の販売でもよ

9 窪田充見・前掲注1（305-337頁）

10 例えば、平井宣雄『債権各論II 不法行為』（弘文堂、初版、1992年）

11 沖野眞已教授は、平成10年改正で導入された法102条1項の「算定」の文言に基づいて、差額説から有力説（損害事実説）へのシフトが認められると評価される（沖野眞已・前掲注2）。つまり、法102条2項（平成10年改正前の法102条1項）では、損害額の「推定」という文言から、損害額について証明責任が観念されており、差額説に立脚していたと解されるところ、「算定」との文言からは、損害額は立証の対象ではなく裁判所の裁量的作用と解される。

く)、国外での事業活動であってもよい(例えば、日本市場向けの製品の海外での製造でもよい)。

もっとも、事業の機会の喪失は、一般的な損害と比較すると、把握することが困難である。一般的な損害の例として、死亡、傷害、疾病の発症(例えば、喘息)、物の毀損が挙げられる。これらの事実は、通常は生じなかったはずの異常なものであるため、因果関係の議論なしに損害として認識することができる。そして、加害行為と損害とを確定した後、両者の因果関係を検討することができる。それに対し、事業の機会の喪失は、特許権者の事業の中の数量の変動であり、異質な事象が生じているわけではない。特許権者の事業自体は立証することができるとしても、加害行為が無かった場合の状態(つまり、本来であればどれだけの機会があったのか)を知るとは困難である。問題は、事業の機会がどの程度減少したのかという点にあり、(事實的)因果関係に直結する¹²。その結果、損害と因果関係とは不可分に結びついている。

(2) 事業の機会の喪失の数量的な評価の位置づけ

損害を抽象的なレベルでの事業の機会の喪失ととらえる場合、その機会がどの程度失われたのかは、賠償されるべき範囲(保護範囲)の問題となる。この立場は、損害を包括的な事実とする見解と親和的である¹³。

しかし、事業活動の機会がどの程度失われたのかを保護範囲の問題とすることには、以下の問題があるように思われる。

まず、特許権侵害では、多くの場合、加害行為がなければあったはずの状態を認識することが困難であるため、因果関係を抜きにして損害を観念することは困難である(前述のア)。したがって、賠償の範囲の議論の前に、損害及び事實的因果関係を確定させておくべきであり、その際、事業活動の喪失の数量的評価も同時に行われる。

さらに、加害行為によって事業活動の機会がどの程度失われたのかは、少なくとも市場の構造が単純である場合には、事実として認定できる。確かに、コンペティターが多数存在するなどの理由により市場が複雑である場合には、上記の立証は困難となる。しかし、その問題は、立証の難易度の問題にすぎない。裁判例は、被告製品の譲渡数量又は利益を原告製品の市場占有率に応じて按分するが¹⁴、このアプローチは、事實的因果関係での確率的心証論と親和的である¹⁵。

一次侵害と後続侵害とが存在する場合(例えば、交通事故の被害者が搬送された病院で医療事故に遭った場合)のように複数の異質な結果が生じている場合や、多様な損害項目が存在する場

12 田村善之『知的財産権と損害賠償〔新版〕』(弘文堂、新版、2004年)は、「多数説は、1項(注:現在の2項)は因果関係の要件を不要とする趣旨であると説く一方で、1項の適用を受けるためには損害の発生を証明しなければならないといっているのである。しかし、いったい因果関係以外に損害の発生として何を証明させようというのであろう」と指摘される(15頁)。

13 権利の客観的価値の喪失それ自体を損害とする見解について、潮見佳男「特許権侵害による損害賠償請求と民法」大淵哲也=熊倉禎男=三村量一=塚原朋一=富岡英次編『特許訴訟(下巻)』(民事法研究会、初版、2012年)342-353頁及び田村・前掲注12(211-216頁)。この立場からは、法102条は、保護範囲及び損害の金銭的評価に関する規定であり、原告は、別途、損害及び事實的因果関係の立証責任を負う。しかし、法102条とは離れてどのような損害及び因果関係が観念できるのかという問題は生じるように思われる。

14 法102条1項について、東京高判平成11年6月15日判時1697号96頁、東京地判平成12年6月23日(平成8年(ワ)第17460号)及び大阪地判平成19年4月19日判時1983号126頁;実用新案法29条2項(法102条2項に対応する。)について東京地裁平成11年7月16日判時1698号132頁及びその控訴審判決(東京高判平成12年4月27日(平成11年(ネ)第4056号))

合には、どの範囲まで賠償させるべきかを保護範囲の問題として判断する必要がある。特許権侵害でも、後続侵害が生じる場合はある¹⁶。法102条は、後続侵害について触れないことにより、後続侵害を賠償範囲から除く役割を果たしているともいえる。もっとも、特許権者の事業活動の機会の喪失自体は、可分かつ同質であり、その数量的な範囲が問題である。したがって、この点については、規範的な評価というよりも事実認定の問題であるように思われる。

以上のとおり、事業の機会の喪失の数量的な評価は、保護範囲ではなく、事実に因果関係に位置付けられることが適切である。そして、損害と事実に因果関係が不可分であるという特許権侵害の事情から、事業の機会の喪失の数量的な評価は、損害の要素の一つでもある。

3 権利侵害

通常不法行為では、加害行為（例えば、前方不注意による自動車運転）と権利侵害（例えば、生命身体への侵害）とは明確に区別することができ、両者の間の因果関係が議論される。その際、損害を包括的な事実ととらえる場合には、権利侵害と損害とはほぼ同義である。そして、損害のうち、賠償されるべき範囲が問題となる。

しかし、特許権侵害は、侵害者の行為の法的評価（無権限の特許発明の実施行為）である。特許権侵害は、侵害者の行為とは別の事象として存在するわけではない。そのため、特許権侵害と侵害者の行為との因果関係は問題となりえない。むしろ、侵害者の行為（特許権侵害と評価される。）と損害（例えば、事業活動の機会の喪失であり、特許権侵害そのものではない。）との事実に因果関係が議論の対象である。

第4 法102条1項

1 法102条1項の規定

法102条1項本文は、侵害者が、その侵害の行為を組成した物を譲渡したときは、譲渡数量に、特許権者がその行為がなければ販売することができた物の単位数量あたりの利益の額を乗じて得た額を、特許権者の実施の能力を超えない限度において、特許権者が受けた損害の額とすることができることを規定する。法102条1項ただし書では、譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を特許権者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額が控除される¹⁷。

2 損害及び事実に因果関係

前述のとおり、特許権侵害では、損害を確定するために事実に因果関係が必要であるため、損害と事実に因果関係とは不可分であると解される。（損害＋事実に因果関係）から事実に因果関係を取り除くと、権利者がどのような事業活動の機会を喪失したのか（つまり、事業活動の内容）が残る。

15 もっとも、確率的心証論の場合、損害から出発して、加害行為とどの程度の因果関係があるのかを認定するのに対し、市場占有率による覆滅は、加害行為から出発して、因果関係のある事業活動の機会の喪失を加害行為の何％と認定するのかという点で、両者は異なる。この違いは、因果関係から独立して損害を認識できるか否かという違いによるものと思われる。

16 例えば、侵害品の出現により特許権者の売上げが減少し、特許権者が資金繰りに窮して倒産に至った場合が挙げられる。

17 特許権者について記載したが、専用実施権者についても同様である。

法102条1項では、特許権者における販売の機会の喪失の数量的な評価に関し、侵害者による譲渡数量を特許権者の販売機会の喪失と推定し（本文）、その覆滅の立証責任を侵害者に負わせている（ただし書）。つまり、事実的因果関係について、立証責任が権利者から侵害者へ転換されている。もっとも、損害及び事実的因果関係のうち、特許権者がどのような販売の機会を喪失したのかは、依然として特許権者が立証責任を負ったままである。

特許権者が自らの販売を立証する際、その事業活動の機会の損失が侵害行為との間で事実的因果関係があることまで立証責任を負うわけではない。しかし、特許権者の立証する事業活動が侵害行為との間で事実的因果関係を全く欠いている場合には、特許権者は、侵害者に対し、自らに不利な事実を提供していることになる。そして、侵害者の抗弁により、事実的因果関係が覆滅されることが容易に予想される。そのため、特許権者は、自らの事業活動として、侵害行為と何らかの事実的因果関係のある行為（例えば、侵害品と競合する製品の販売、日本市場において侵害品と競合する製品を日本市場向けに製造し販売する行為）を事実上主張せざるを得ない。

3 金銭的評価

「特許権者がその行為がなければ販売することができた物の単位数量あたりの利益の額」は、賠償されるべき損害の金銭評価の推定規定である。つまり、販売機会が失われた数量の金銭評価にあたり、特許権者側の利益の額を使用することができる。

「特許権者がその行為がなければ販売することができた物」について、特許権者に対し、侵害行為と特許権者による販売機会の喪失との間の事実的因果関係の立証責任を負わせたものと解することもできる¹⁸。しかし、そのような解釈を採ると、事実的因果関係について立証責任を侵害者に転換しておきながら（前述の2を参照）、金銭的評価の際に、再度、事実的因果関係の少なくとも一部について、特許権者に立証責任を戻していることになり、一貫性を欠くことになりかねない。むしろ、譲渡数量の推定及び侵害者の立証責任による覆滅を通じ、特許権者の販売機会の喪失が肯定される場合には、特許権者の販売品を「特許権者がその行為がなければ販売することができた物」と呼ぶことが適切であるように思われる。

4 寄与率

特許発明を実施した部分が侵害品の一部のみを占める場合、その影響を考慮するにあたり、(i)侵害品の需要の全てが特許権者の販売機会の喪失につながった訳ではないことを理由として、「譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を特許権者が販売することができないとする事情」として調整する（つまり、事実的因果関係の一部覆滅として扱う）という方式と、(ii)損害の金銭評価において、侵害品のうち特許発明の実施の占める割合（寄与率）で按分するという方式とがある¹⁹。何れの方式が適切なのかは、事案によると考える。

例えば、侵害品は、特許発明のみならず様々な技術が組み込まれた高額な製品である結果、特許権者の販売する製品とは市場の重複の程度が小さい場合には、事実的因果関係の枠組みで判断する方が適切である。その一方、侵害品も特許権者の販売する製品も同種の製品であり、両者が

18 「特許権者がその行為がなければ販売することができた物」が特許発明の実施品であることを要するのか、市場において侵害品と競合関係にあることを要するのかという論点について、荒井章光「損害賠償(1)」牧野利秋＝飯村敏明＝高部眞規子＝小松陽一郎＝伊原友己『知的財産訴訟実務体系II』5－23頁（青林書院、初版、2014年）（9－11頁）

19 寄与率に関し、荒井章光・前掲注18

市場で競合するものの、何れの製品でも特許発明は一部を占めているにすぎないという場合には、賠償の金銭評価の枠組みで判断する方が適切である。

もっとも、侵害品における特許発明の占める割合及び態様によっては、事後的因果関係でも金銭評価でも考慮できる場合もある。しかし、同じ事情を重ねて考慮することは適切ではなく、何れか一方で考慮すべきである。

第5 法102条2項

法102条2項では、侵害者が侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、特許権者が受けた損害の額と推定される²⁰。

この推定規定は、事後的因果関係と金銭評価との双方に及ぶ。典型的な例として、侵害品1個の販売に対し、特許権者の製品1個の販売が市場で競合する場合、事後的因果関係では、特許権者の事業の機会の喪失が侵害品の譲渡数量と推定されるとともに、金銭評価では、特許権者の製品1個当たりの喪失した利益は侵害者側の製品1個当たりの利益と推定される²¹。販売以外の実施態様についても同様である。

（損害＋事後的因果関係）のうち、事後的因果関係が上記のとおり推定されても、法102条1項と同様に、特許権者がどのような事業の機会を喪失したのかは、特許権者が立証責任を負う。しかし、侵害者が因果関係の覆滅の立証に成功することを防ぐためには、特許権者は、侵害行為と何らかの事後的因果関係のある行為を主張立証せざるを得ない。

法102条2項についても、特許発明が侵害品の一部のみを占める場合、事後的因果関係の一部覆滅によるのか、金銭評価によるのかは、事案によると思われる。

第6 法102条3項

1 法102条3項での損害、事後的因果関係及び金銭評価

法102条3項での損害は、実施権限を販売する機会、つまり実施許諾によって対価を得る機会を喪失したとと解される。特許権が独占排他権であるという性質により、実施許諾によって対価を得る機会の喪失も、加害行為と上記損害との事後的因果関係も、権利侵害によって必ず認められる。つまり、（損害＋事後的因果関係）について、特許権侵害に加えて立証すべき要件はない。

金銭評価は、実施料相当額による。仮に特許権でも損害不発生²²の抗弁²²が認められる場合があるとしても、「損害不発生」とは、事実としての損害が生じなかったことを意味しているのではなく、金銭評価の結果が0円になることもあるということにすぎない。

20 この規定の実質的な意味について、逸失利益ではなく、準事務管理又は不当利得での利益の吐き出しであるとの見解もある（鎌田薫「知的財産訴訟における損害賠償法理」特許研究3号4-11頁（1994年））。その一方不法行為法の下でも、侵害者が権利の経済的価値を自らの利益として示しているとの見解もある（窪田・前掲注1（372-373頁））。もっとも、条文の文言上及び立法の経緯によると、法102条2項は不法行為での損害額の推定規定である。

21 より厳密には、侵害品1個と特許権者の製品N個とが市場で等価なものとして競合し、侵害者の侵害品1個あたりの利益額がP円である場合には、特許権者の製品1個当たりの喪失した利益は、 (P/N) 円である。

22 商標法38条2項について最判平成9年3月11日民集51巻3号1055頁

加害行為（特許権侵害と評価される。）と損害との間に事実的因果関係が必ず認められることから、損害は特許権侵害そのものとも考えることもできる。この解釈によると、加害行為、特許権侵害及び損害は、同じ事実を別の観点で表現したにすぎない。そして、金銭評価の場面では、侵害行為の各々について、実施料相当額を計算することになる。しかし、侵害行為は、具体的な数量（例えば、侵害品の販売数量、侵害方法の実施の回数）として表すことができるのだから。侵害行為と事実的因果関係のある損害も、個別の事実として把握する方が適切であるように思われる。

2 法102条1項と3項との併用の可否

侵害者の譲渡数量のうち、法102条1項ただし書の一部覆滅が認められた部分について、法102条3項の適用が可能であるのか（つまり、法102条1項と3項との併用が可能であるのか）という点に関しては、裁判例にも学説にも肯定及び否定の両方の立場がある²³。最近の裁判例では、法102条1項と3項との併用を否定するものが増えている²⁴。その理由として、法102条1項で算出された損害額は特許権侵害による逸失利益全てを表したものであるから、法102条3項を重ねて適用することはできないという点が指摘されている。

しかし、法102条1項によって金銭評価の対象とされる損害は、特許権者の販売機会の喪失のうち、侵害行為と事実的因果関係の存在する範囲に限られる。法102条1項ただし書によって覆滅された部分については、金銭評価の対象ではない。その一方、法102条3項では、全ての侵害行為に対応する実施許諾の機会が金銭評価の対象である。したがって、法102条1項で金銭評価の対象とはされなかった部分について、法102条3項を適用することは可能と考える。

第7 結 語

法102条の損害とは、差額説の下で金銭として表示されるものではなく、事業の機会の喪失という事実（法102条1項及び2項）又は実施許諾によって対価を得る機会の喪失という事実（法102条3項）を指す。そして、法102条1項及び2項では、特許侵害の性質上、損害と事実的因果関係が不可分である。この事情から、法102条1項及び2項の推定の下では、損害及び事実的因果関係のうち特許権者の立証すべき事実は、どのような事業を行っているのかという点に限られる。しかし、侵害者の抗弁としての事実的因果関係の推定の覆滅を防止するためには、侵害行為と何らかの事実的因果関係のある事業を主張せざるを得ないと整理される。

23 荒井章光「損害賠償(2)」牧野利秋＝飯村敏明＝高部真規子＝小松陽一郎＝伊原友己『知的財産訴訟実務体系II』24－36頁（青林書院、初版、2014年）

24 例えば、知財高判平成23年12月22日判時2152号69頁